

特集／現代労働組合の基本問題

現代労働組合の基本的課題

芹沢 寿良

はじめに

1897年6月(昭和30年)、わが国に近代的な労働組合が誕生して100年、1945年8月の敗戦を契機とする占領体制の下で労働組合運動が大衆的な規模で再建されてからは半世紀が経過した。この間、先進諸国の労働組合運動の歩みと同じように、勝利と敗北、飛躍と停滞、前進と後退といった法則的で複雑な過程を幾度となくくりかえしながら、全体的には、国民諸階層のさまざまな社会的運動と関わりあって衰退することなくその基本的力量を保持して今日にいたっている。

1995年以降の民主的革新的勢力の新たな高揚は、たたかう労働組合運動が一定の積極的な役割を果たす中でもたらされたものであり、労働組合運動の今後の前進にとって有利な情勢となっているが、一方、独占資本の「21世紀戦略」に基く労働者階級に対する既得の諸権利やルールを破壊しようとする本格的な挑戦が開始されており、すべての労働者と労働組合運動はかつてない厳しい試練に直面しているといつてよい重大な状況下にある。そうした挑戦をはね返し、職場に民主的諸権利を拡大し、人間的な労働と生活のルールを社会的に確立していくためには、あらゆる傾向の労働者、労働組合間の統一行動

と国民諸階層の幅広い共同闘争を組織化し、発展させていくことがますます差し迫った運動課題となっている。

全労連を中心とするたたかう労働組合運動は、中央、地方、地域、職場において労働者、労働組合本来の要求課題と国民的な共通課題に取り組み、このような今後の労働組合運動の発展、前進につながる注目すべき新しい団結と統一の諸関係と運動をつくりだして、連合とは対照的に労働組合運動への社会的信頼感を高めつつある。

本稿では、全労連第15回定期大会で採択された「1996年度運動方針」が現代日本の労働運動に求められている基本的課題を設定しているものとして基本的に賛成し、その積極的、攻勢的な実践と重要な成果の獲得、全労連を中心とするたたかう労働組合運動のさらなる前進と発展を期待する立場から、方針との関連で、日頃地方において労働者教育運動に関わり、また民間大企業の労働組合運動に深い関心を持ち続けている者の一人として、わが国のたたかう労働組合運動が飛躍的に主体的力量を強めていく上で必要な運動課題のいくつかについて感じていることを率直に述べてみたいと思う。私の意見のいくつかについては、現実の運動状況に照らして、異論や疑問があると思われるが、それらの点に

については、運動の内部で研究し、討論を深めて御批判をいただければ幸いである。

1. 労働者階級、労働組合運動の状況と、全労連第15回大会

わが国の労働者階級は、戦後の「産業構造の高度化」の過程とともに増大し、1993年に労働力人口の74.8%、絶対数は4,950万人と日本社会の圧倒的な多数勢力となっている。その労働者階級の内部構成はサラリーマン層、生産的労働者層、不生産的労働者層の3つに区分すると、労働者階級全体の中で専門的・技術的職業従事者、事務従事者のサラリーマン層は、1993年には37.1% (1835万人)、生産的労働者層 (農林漁業従事者、鉱業・工業・運輸業・通信業従事者) は、39.3% (1944万人)、不生産的労働者層 (販売従事者、サービス職業従事者) は、23.7% (1171万人) である。生産的労働者層は、比率は低下しているものの、絶対数としては増え続け、サラリーマン層と不生産的労働者のなかの技術者、電子計算機等操作員や情報サービス・調査・広告業の労働者を生産的労働者に加えて計算すると全労働者の4割を超えている。しかし、産業別・職業別労働者数に関する調査は、代表的な職種がブルーカラーではなく、高学歴の専門的・技術的職業従事者、事務従事者のホワイトカラーとなっていること、女性労働者、とりわけパートタイム労働者、派遣労働者など不安定雇用の、しかも中高年齢の労働者が大幅に増大していることが明らかとなっている。

労働者階級の労働組合への組織率は、20年間「戦後最低」を更新し続けて、1995年6月現在、労働者総数は5,309万人、労働組合員数は1261万4千人、労働者総数に占める労働組合員数(推定組織率)は前年比0.3%減の23.8%である(労働省「1995年度・労働組合基礎調査結果」)。

主要団体別労働組合員数は、「連合」の組合員数は772万5千人、前年比9万8千人減(1.3%減)、「全労連」は86万人で、前年比3000人増(0.4%増)、「全労協」は27万4千人(前年比2万4千人減)となっている。全労連の組織人員数が全労連の公表数字と著しく食い違っていることは周知のところである。連合の組合員減が、傘下の主要な民間単産が大量人減らしのリストラ「合理化」を容認した結果であることはいうまでもない。

労働組合の組織形態は、労働省の『労働組合基礎調査報告』(1994年)によると、企業別労働組合が全体の95.6%を占め、職業別組合、産業別組合、その他はともに僅か1%台で、従来からの基本的状況に全く変化はない。近年、リストラ「合理化」の攻勢が厳しくおそいかかるなかで、従来労働組合に距離をおき、その多くが未組織であったホワイトカラー、技術者、中間管理職、女性労働者、パートタイマー、派遣労働者、下請労働者、外国人労働者たちが抵抗に立ち上がり、地域の「駆け込み寺」的な組織に相談を持ち込み、さらには過労死問題や雇用調整問題等の電話110番運動を利用するなかから、企業の枠を超えたさまざまな連帯と団結を形成して活動を進めている。これらは、今後も増大が予想される労働組合運動の注目すべき動向のひとつである。最近の主要都市における管理職ユニオンとそのネットワーク、各地の女性ユニオン、被災労働者ユニオン、そうしたユニオンの全国ネットワーク、地域合同労組、一般労組などなどである。また、一定の歴史を持った各種の争議団、権利擁護のために闘う労働者の原告・提訴団、裁判闘争等の支援の会、労働者協同組合運動、民間大企業組合内部の自主的活動家集団の運動組織も今日の情勢のもとで労働者の生活と権利を守る連帯と団結の組織であり、

特集・現代労働組合の基本問題

たたかう労働組合運動の重要な一翼を担っている。

労働争議は、労働省統計でも半日以上の争議が、件数、参加人員、損失日数いずれも1975年以降一貫して減少しており、今日では限りなくゼロに近い状況となっている。

全労連は、以上のような労働者階級と労働組合運動の基本的な状況、そして「はじめに」の部分で指摘した情勢の展開の中で、1996年7月24日から26日まで、第15回定期大会を開催し、「1996年度運動方針」を決定した（大会スローガンは「人間らしく生き、働くために憲法を力に、労働者・国民の共同を広げよう」）。方針は、情勢の重要な特徴について「…今日の情勢が混沌とした状況から大きな変化と社会の進歩的発展にむけての新たな可能性を生みだしており、21世紀にむけての重要な転機を迎えていることを明らかにしている」とし、同時にこのことは「…労働者のなかに潜在的に拡大している不満や怒り、たたかうエネルギーを結集し、こうした変化に攻勢的に対応できる全労連の主体的な力量、組織強化の緊急性、重要性をも明らかにしている」という認識のもとに、「21世紀を前に転機にたつ内外情勢」のポイントを分析して、「この一年間の運動の総括」、その成果と教訓を明らかにするなかから「運動の重点と基本的な構え」として「広範な労働者・労働組合とともに」「広範な諸団体・国民諸階層とともに」「全労連の主体的力量の強化にむけて」「国際連帯活動を重視して」という4つの重点を提起している。それを踏まえた「具体的課題と運動展開」の柱は以下の5つである。

- ①賃金・雇用破壊を許さず、権利擁護と「働くルールの確立」を
- ②消費税5%中止、臨調路線反対、大企業の横暴を規制し国民生活の擁護を

③軍国主義復活・政治反動を阻止し、民主主義と国民主権を守るために

④国際連帯活動の強化のために

⑤「総対話」と多数派形成、組織拡大・強化と教育・学習活動の強化のために

このように全労連は日本の労働者階層と国民諸階層の利益擁護を最優先させ、先頭に立ってたたかう左派ナショナルセンターとしての運動路線を設定し、新たな活動を開始したのである。

2. 独占資本の挑戦と闘う労働組合運動の基本的課題

(1) 労働者状態の綿密な調査による全面的な把握と分析、職場状況の日常的な交流の必要性

全労連は労働総研と協力してバブル経済の末期に大がかりな労働者階級の総合的な状態調査を実施し、『現代の労働者階級―「過重労働」体制下の労働と生活』（1993年10月）をまとめた実績をもっているが、それから5年が経過し、バブル崩壊後のリストラ「合理化」と長期不況下の労働者状態の総合的な調査は行なわれていない。新方針は「労働者の全面的な状態悪化は、生活や労働にかかわる要求をいっそう切実にしている」ととらえ、「広範な労働者に共通する課題でのナショナルセンターとしての要求・政策提起を重視する。そのため、労働者の状態と要求などを正確に分析し、運動を発展させるために、くらしや労働・健康状態を含めた『総合調査』を実施する」ことを決定している。このことは時宜にかなった取り組みである。労働者階級（組合員）の状態調査と分析把握は、労働組合運動の基礎的な基本課題であり、それによって労働者の労働と生活の実態、不満と要求、気分や感情その他が明らかとなり、労働組合はそこから要求を統一し、労働者の闘争意欲を結集するとともに、適切な戦略戦術を設定して資本に対す

る抵抗と闘いを組織、発展させることが可能となるのである。

「総合調査」の具体的な内容や実施方法は、今後検討決定されるものと思われるが、支配層の21世紀へ向けた雇用、賃金、権利への全面的な破壊攻撃と闘う要求、政策を設定するための「総合調査」としていくためには、労働者の職場における労働と地域、家庭における生活の実態、また労働者の意識状況と共に、資本の労務政策全般、労務管理、人事管理の制度的内容と実態、さらに労使関係の諸制度と実態、民間大企業の労働組合の組織と機能までを含めたものにするのが是非とも必要ではないか。これを全産業的な規模で実施していくためには、全労連（単産、地方労連、単組）、労働総研、関係分野の多くの研究者、専門家、連合系組合内の活動家集団などの多数の協力関係による充実した調査体制の確立が必要であろう。

しかし、労働者の状態の把握は、日常的に行なわれることが必要である。今日、この点が弱まっていることが多方面で指摘されている。組合の諸会議では常に職場と労働者の状態を問題にし、話し合うこと、また、それぞれの職場や単組、単産、地域のレベルで職場労働者が参加できる職場状態の交流会議、共同の調査活動なども労働者の連帯形成、統一要求・共同要求の作成、確認のために有益な方法である。

(2) あらゆる傾向の労働者、労働組合との共通する課題に基づく協力共同と統一行動のねばり強い追求の重要性

国内外の労働組合運動における大きな勝利と前進の歴史的教訓は、独占資本を中心とする支配層に対する広範な労働者、勤労諸階層の闘争への参加とこれを実現、保障させるあらゆる傾向の労働者、労働組合間の幅広い協力共同関係の確立と統一行動の持続的な展開である。今日、

欧米諸国における労働組合運動が支配層の労働者に対するリストラ「人減らし」合理化と、既得の諸権利の剥奪、国民諸階層の社会福祉、社会保障の切り下げ、切り捨てに対して久々に広範な抵抗と闘争を持続的に展開しているが、その基本的な特徴は、これまで同様に既存の労働組合の組織枠を超えた共同の運動を中心としてその周辺に未組織労働者や勤労諸階層の人々が参加して展開されているところにある。

全労連は結成後まもなく、「あらゆる傾向の労働組合との共同行動」を提起し、以来それを追求して部分的には一定の前進を勝ちとり、最近、この新しい状況はさらに広がっているが、新方針でも「広範な労働者・労働組合とともに」「広範な諸団体・国民諸階層とともに」という運動の基本的な構えを明らかにし、「“総対話”を軸にしたあらゆる労働組合との共同の追求を」実践していくことをあらためて第一義的に設定している。わが国の労働組合運動の全体的状況を前進的に転換させ、新たな発展のおおきな道を切り開いていく上で決定的な重要性をもつ運動路線であることは明白である。

バブル経済の崩壊と国際的な経済環境の変化のなかで、財界団体は「これからの経営と労働のあり方」について全面的な検討を進めていたが、日経連はそれらを総括する形で1995年5月に「新時代の『日本的経営』」を公表した。96年春闘においては、引き続きリストラ「合理化」の推進と雇用、失業状況のいっそうの悪化を背景に「新時代の『日本的経営』」の路線に立って、国際競争力の低下による日本経済の危機を強調し、生き残りのためには規制緩和、労働市場の柔軟化、雇用創出等による構造改革が必要であるとして、僅かの賃上げと引き替えに連合春闘を屈伏させたのであった。そして今日、連合主要単産を巻き込み、「規制緩和」のための労働法

特集・現代労働組合の基本問題

制の改悪を柱に、日本の労使関係の「根幹」とされてきた「終身雇用慣行」と賃金・昇進・昇格の「年功序列制」を放棄し、すべての労働者の雇用破壊、賃金破壊、権利破壊をめざして全面的に挑戦しようとしていることは周知の通りである。

このような独占資本の本格的な大攻勢は、日本の労働者と労働組合運動にとってかつて経験したことのないきわめて厳しいものであり、したがって、それに反対し、既得の諸成果を守り、基本的権利の保障の上に公平で納得的な、雇用、賃金、人事などの諸制度を闘いとるためには、労働組合運動に広範な労働者を結集し、国民各階層の支持を得て強力な統一闘争で総力を発揮して闘うことが求められることになる。一労働者や一労働組合、一単産の力をもってしてはとうてい実現できるものではない。

広範な労働者、労働組合との協力共同と統一行動は、多くの歴史的経験が教えているように、全労連のような闘う労働組合からの誠意のある執拗な、粘り強い呼び掛けと可能なところからの具体的な行動の組織化が必要である。今日、この取り組みでとくに求められていることは、ナショナルセンター、ローカルセンターのレベルにおいて「広範な労働者に共通する課題」に基づく共同要求、統一要求を基礎にした明確な協力共同と統一行動の明確な組織的協定を実現させ、それによる運動と闘争を展開することであろう。

このような協力共同と統一行動の組織化の協定が全労連と連合の中央レベルにおいて成立する現実的な可能性はきわめて小さいが、連合内の組織や職場組合員から安保沖縄問題、女子労働者保護規定撤廃問題など方針修正の要求が高まっている状況、その他運動の動向なども踏まえ、全労連としては全労働者の利益擁護の立場

からあらゆるレベルで必要な努力をくりかえし続けることが求められることはいうまでもない。

反連合の基本的姿勢を堅持し、闘う労働運動の強化をめざしている全労協との間には情勢と運動について共通の認識と課題設定があり、特定政党支持をめぐる問題なども「押しつけの政党支持路線はとらない」という変化が進んでいる。すでに、地方的には、春闘問題、国鉄・JR問題をはじめかなり重要な運動課題において共闘的關係も積まれてきているという状況を考えるならば、今日の情勢のもとで中央レベルでの対資本、対政府の統一行動の協議と協定締結の現実的可能性は極めて大きなものがあると思われる。ナショナルセンター間において、部分的にせよ協力共同と統一行動の諸関係が確立されれば、闘う労働者と労働組合を勇気づけ、また連合内の職場の一般労働者にも期待が生まれ、全般的に闘う意欲が高まって、労働組合運動をめぐる社会的雰囲気と流れを変えていくことは確かであろう。

(3)民間大企業の労働組合運動の改革と新たな可能性の探究の必要性

わが国における民間大企業の労働組合を主力とする主要な全国単産は、そのほとんどが連合傘下であり、全労連の「民間基幹産業労働者の組織化は目にみえる形では、進んでいない状況である」(『平成8年度版・労働運動白書』)とされている。この状況を変え、民間大企業に運動拠点を組織化していくことは全労連運動の基本的問題点の1つである。

全労連は結成後、民間大企業の労働者の状態と労働組合運動の現状に深い関心を寄せ、そこで独占資本の労働者に対する搾取と抑圧に反対して職場を基礎に不屈に闘い、協調主義的労資関係と右翼的労働組合運動の民主的な改革をめざしている自主的な活動家集団との交流を組織

してきたが(6回にわたる「大企業・関連労働者全国交流集会」の開催など)、新運動方針は、「春闘解体を許さず、まともな労働組合運動を追求する労働者と労働組合、国民世論の総結集をめざし、組織内はもとより大企業労働者や職場・地域の未組織労働者をも視野に入れた大規模なアンケート活動」に取り組むと同時に、「地域の未組織職場の労働者や大企業労働者などに『春闘を強める会』(仮称)の組織化など職場や地域から春闘をたたかう労働者の拡大を積極的に働きかける」という運動方向を提起した。

わが国における民間大企業の労働組合運動の根本的な問題点は、第1に労働組合の「資本からの独立」の原則、第2に労働組合と政党との関係が不正常で労働組合の「政党からの独立」の原則が確立されていないこと、第3に組合民主主義が正しく実践されていないことなどである。いまなお労働組合を独占的に支配している反共、労資協調主義グループは、労資関係のあらゆるレベルで独占資本、政府との癒着を一段と強め、労働者と国民の利益をまもる闘いを事実上放棄し、また反共主義を大前提に特定政党の支持範囲を自民党、新進党新保守グループにまで広げ、さらに組合民主主義をいっそう形骸化させ、中央集権的な組合運動を強化しているのである。

こうした点で民間大企業の労働組合とその結集体としての連合は、連合発足前後に強調された「もはや労働組合とはいえない」という実態がその極に達して、職場組合員に耐えがたい状況となり、様々な矛盾を広げている。

民間大企業の労働組合内の自主的活動家集団は、これまで相当長期にわたって、組合役員選挙制度の民主的改革、職場組織とその団体交渉権の確立、職場の民主的な大衆討議と組合機関の民主的な運営、自主的な組合活動権の保障な

どを中心的要求として、裁判闘争も含めて労働組合の民主的改革の取り組みを不屈に続けているが、その直接的な成果はほとんどあがっていないといつてよい。こうしたなかで、運動経験を積んだベテランの活動家の高年齢化が進み、定年退職者が相次ぐという状況が生じている。活動家集団の労働者の利益を守り、労働組合を変える献身的な奮闘は文字通り不屈に続けられているが、こうした活動家のなかに、もっと幅広く労働者を結集できる自分たちの民主的な労働組合をつくり、要求実現の団体交渉も会社側とやり、組合民主主義を貫いた組合活動を進めてみたいと真剣に思っている人が少なくないのも事実である。

全労連の民間大企業の労働組合内の自主的活動家集団、少数派組合との交流と連帯をいっそう強め、春闘など共同の運動を発展させようとする方向は、前進的な意義をもつものである。同時に私は、一步進めて全労連内に職場、単組、単産レベルの活動家集団の協力、参加を得て恒常的な民間大企業の労働組合運動の民主的な改革と強化をめざす調査研究、交流指導のセンターを設けていくことが必要となっているのではないかと思っている。そして今後の交流集会等の諸活動においては資本の攻撃や職場の労働者状態の報告、交流にとどまらず、さまざまな運動の経験と現状を出し合い職場、単組、単産レベルにおける「企業別労働組合運動」をいかに変えていくかの議論も系統的に深めていくことが必要ではないか。

大企業内の活動家集団も、新しい情勢の展開のもとで変化が生じている企業、職場の状況を踏まえて、これまでの活動を総括し、その成果と問題点を確認して、新たな活動の課題と方向を明らかにすることが求められているといえよう。私は、そのなかで現在の労働組合に対して

特集・現代労働組合の基本問題

は、引き続き労働者の既得の利益擁護を最優先させる運動を強く要求していくことは必要であるが、企業の利益を優先させ、一体となって労働者に重大な犠牲を強要し続ける場合に対する中長期的な対応策も検討し、その方針を持って活動を進めていくべきではないかと考えている。例えば単産レベルにおける各職場、単組の活動家集団相互の情報交換と連帯組織の結成から、労働者の団結権の行使による新たな労働組合の結成、あるいは団結権の1つである労働組合選択権の行使としての他の労働組合への加入までを視野に入れた方策であることが求められよう。わが国の労働法制と労働法理論、労働判例の下で労働者の自主的な組織が団体交渉をはじめ労働基本権の行使を保障された労働組合として存在し活動が続けることが労働者の利益を組織的に守り続ける上でもつ意義は極めて大きなものがある。

長い歴史のなかで、活動家集団の団結と活動の形態についてもかなり多くの経験が蓄積されてきており、それらから引き出されるべき有益かつ積極的な教訓は少なくない(「労働組合を面白くする法」『賃金と社会保障』1995年10月上旬号など)。しかし、その方策を現実実践していく場合には、労働組合運動の全体的な情勢はもちろん、主体的力量、時期、方法、形態など関係する諸要素を総合的に考慮にいて慎重に進められるべきことはいうまでもないことである。

(4) 権利闘争の全面的な強化と「職場の自由と民主主義を守る運動」の再生

全労連の新方針は、権利闘争の重要性を認識し、具体的課題の筆頭に「賃金・雇用破壊を許さず、権利擁護と“働くルールの確立”を」がかげ、直接権利擁護に関わる課題として「労働者・労働組合の権利を擁護するために」として労働法制の全面改悪反対、官民一体の労働基本

権確立のたたかい、争議支援と労働者・労働組合の権利闘争の強化、労働委員会などの民主化闘争、「女子保護規定」撤廃反対、均等法の実効ある改正、国鉄闘争の勝利をめざす闘いなどを設定し、幾つもの重要な意義ある取り組みを提起した。

わが国の労働組合運動は、戦後労働法制の改悪反対をはじめ権利闘争を積極的に展開した貴重な歴史的経験をもっており、1975年の「スト権スト」まではかなり大がかりな反対闘争が組織されたことがある。しかし、その後支配層の戦術的な転換と労働組合運動における右翼的潮流の台頭、それらを統合包括するコーポラティズム体制のなかで極度に弱まり、労働組合運動の大衆的な権利闘争はほとんど組織されることなく今日にいたっている。そうしたなかでも統一労組懇運動の時代にたたかう労働組合運動は、法律家集団や民主的大衆組織と協力共同し、労基法の改悪に反対する共闘組織を結成して運動を展開しており、今回もまた広範な階層を結集して「労働法制の全面改悪に反対し、働く権利とルールの確立をめざす中央連絡会」が結成されたことは重要である。

これまでの運動の諸経験と教訓を活かし、労働者と労働組合の権利の決定的な重要性、労働法制改悪の狙いを明らかにしながら、職場における労働条件のチェック、確保のたたかいと結合させて運動を発展させ、労働法制改悪反対で一致する労働組合間の共同行動を追求し、解雇規制立法とともに広範な国民の支持と理解を獲得してそれを背景にストライキを中心とした多様な大衆行動の展開をもって闘うことが必要であろう。

私は、20年を超す不屈の人権闘争の勝利によって、申し立て労働者と家族、守る会、弁護士、憲法学者、労働法学者などの協力と努力とともに

に、1970年代後半から困難を極めた時期に全国的に運動を支えた「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」の運動が果たした役割は非常に大きなものであったと思っている。この運動は、その後結成された全労連の運動に引き継がれた形となり、中央レベルの独自の運動は解消されていったが、今日なお労働組合の支援もなく、さまざまな妨害をうけながら国家機関を利用して解雇、差別、抑圧と闘う労働者がいろいろの傾向の労働組合の周辺に存在している。これらの労働者の交流と連帯、支援の運動をさらに強めてともに勝利させていくために、かつての「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」のような活動を中央、地方に再生させ、残されている多くの闘い、また新たな闘いを結集し、ひとつひとつの闘いを勝利させていく必要があるのではないか。近年の電力企業における反共労務政策の違憲性を糾弾した最高裁判決などこれらの闘いの勝利は、とくに民間大企業の労使関係と労働組合運動の民主的な環境、条件を広げる契機となろう。

(5) イデオロギー攻勢に対する教育学習活動の系統的な強化と推進

支配層は、労働者、国民の反動的諸政策の相次ぐ推進に対する不満と怒り、抵抗と闘争が生み出している今日の情勢の展開に脅威を感じ、民主的革新的勢力の高揚を抑え、分裂をはかるイデオロギー攻勢を21世紀に向かう日本社会の危機論を中心にしてあらためて強めつつある。

「新時代の『日本の経営』」を武器に、連合春闘を「構造改革春闘」路線に引き入れた日経連は、引き続き労働者に対して「規制緩和」の必要性、能力主義的な雇用、賃金、人事の在り方を合理化、正当化するイデオロギー攻撃を多様な方法で開始している。

全労連の新方針は、学習・教育活動を今年度

は特別に重視し、「安保」「憲法」などの学習運動月間を設け、職場や地域での総学習に取り組むとしている。こうした独占資本のイデオロギー攻撃の内容と方向が、雇用、賃金、権利など労働者階級が歴史的に闘いにとってきた獲得物を根底から覆し、資本主導による労働条件決定のシステムを確立することに置かれていることに対して、労働問題、労働組合運動の原点に立った理論と政策の教育活動を系統的に強化、推進していくことがこれまで以上に重要である。

今日求められている重要な闘争課題に関係した学習教育のテーマとしては、雇用、賃金、権利の基礎理論、ILOなどの国際的条約をはじめ広範多岐にわたるが、なかでも女性労働者の直面している今日的諸問題にかかわる基礎的理論の学習は、男女労働者全体の学習課題として取り組まれる必要があろう。

わが国には国際的にも稀な大衆的学習運動を担う専門的な労働者教育協会とそれと協力共同の関係にある各地方、地域の学習運動組織がある。たたかうまともな労働組合運動との関係を密にしながら、労働組合運動の階級的民主的発展に寄与しようと雑誌の発行、通信教育、労働学校の開催などの諸活動を40数年にわたって進めていることはよく知られている通りである。多くの経験と実績の豊かな専門家を結集した日本労働弁護団、自由法曹団、そしてこのような大衆的学習運動組織が周辺に存在していることは労働組合運動の力量の形成と発揮にとってきわめて有利、有意義な条件といえよう。学習教育活動の特別の強化を打ち出した全労連が労働者教育協会や地方学習運動組織と多面的な協力共同の関係を確立し、労働者の階級的自覚という基礎的な力量の強化と労働組合としての教育力の発展に役立てていくことを期待するものである。

特集・現代労働組合の基本問題

おわりに

今、高知県では「教育改革」が県政の重要課題となり、教育界をはじめ各界の代表32名で構成される「土佐の教育改革を考える会」がスタートしている。その特徴は、これまで保守県政が長期にわたって敵視してきた現在の全教加盟の県教組、高教組の代表も参加し、しかも県知事、副知事、教育長、教育委員会関係者がオブザーバーとして出席し、県民はだれでも傍聴できる全面公開の形で進められ、1回3時間半という県レベルの会議では考えられない長い時間をかけておこなわれているところにある。最も県民の関心の高い「教員研修」「教員採用」「管理職登用」から論議が開始され、その実情と在り方をめぐって活発にさまざまな意見が出されている。

私はこれまで全ての会合を最後まで傍聴してきたが、そのなかで感じていることは、県民の教育の現状に対する不満、批判が強く、民主的な改革への要求と期待がきわめて高いということであり、それに対して保守県政に差別され、敵視されながらも、一貫して現場の教育実践を基礎に粘り強く、着実に民主的な教育改革の運動に取り組んで県民にさまざまな提言をしてきた県教組、高教組の存在感が光り、具体的で建設的な発言の一つ一つに幅広い共感と支持を集めているように思われ、原則を曲げずに教育労働者と国民の利益を守る立場に立った運動が蓄積してきた力量の高さを教えられている。両教組代表の優れた人間的資質もあるが、議論において決して自己の組織の主張を通すという姿勢はとらず、多くの委員の意見を聞き、一致点を広げる方向で発言し、また、明らかに誤解に基づく意見には適切に批判し、重要な問題提起には基本的な考え方と対策を率先して示し、全体

の議論を発展させるという柔軟な態度で対処している。高知県では政治のレベルでも、注目される民主的革新的な幅広い協力共同の関係が発展しており、県労連を中心とする労働組合運動はこうした中で、教育改革にしても「土佐の教育改革を考える会」のレベルにとどめず、地域の教育と文化を変えることを視野に入れた運動を進めている。

以上の「土佐の教育改革を考える会」に対する県教組、高教組の姿勢は、今日、全労連が提起している広範な労働者・労働組合、広範な諸団体・国民諸階層と協力共同した運動の組織化と運動の発展にとって多くの示唆をあたえているものと考え、あえて本稿のおわりに紹介した次第である。

(会員・高知県立短大教授)